

維持管理業務水準書

- ・ 植栽地管理業務
- ・ 施設管理業務

目次

1. 植栽地管理業務	1
(1) 管理の基準	1
(2) 管理の水準	1
① 芝生管理	1
② 植込地及び草地管理	1
③ 樹木管理	1
④ 菖蒲田管理（北山公園）	2
⑤ 休耕田管理（北山公園）	3
⑥ ハス池管理（北山公園）	4
⑦ 水田管理（北山公園）	4
⑧ その他管理（北山公園）	5
⑨ 農業体験公園管理（農とみどりの体験パーク（秋津ちろりん村））	5
⑩ 緑地管理（せせらぎの郷多摩湖緑地）	5
⑪ 市民やボランティア等との協働事業による植栽地管理	6
2. 施設管理業務	7
(1) 管理の基準	7
(2) 管理の水準	7
① 園内清掃	7
② 便所清掃	7
③ 接道清掃	7
④ 砂場清掃	8
⑤ 管理事務所清掃	8
⑥ 排水設備清掃	8
⑦ ポンプ桝取水口清掃	8
⑧ 池清掃等	8
⑨ 水質測定（北山公園）	8
⑩ 廃棄物処理	8
⑪ 巡回警備	9
⑫ 機械警備	9
⑬ 電気設備保守	9
⑭ 給水設備保守	9
⑮ 消防設備保守等	9
⑯ 空気調和設備保守	9
⑰ 動力設備管理	9
⑱ 北山公園 水路等管理	10
⑲ 野火止水車苑 水車管理	10
⑳ 遊具点検等	10
㉑ 市民やボランティア等との協働事業による施設管理	11
㉒ その他	11

1. 植栽地管理業務

(1) 管理の基準

- ・植込地及び草地管理（除草・草刈り） 年2～4回、樹木剪定（高中木）4年に1回以上、樹木剪定（低木） 年1回、生垣手入れ 年1回、株物刈込み 年1回、その他適宜を基準として、公園利用者や周辺住民からの要望等を把握し、植栽地の適切な維持管理を行うこと。
- ・発生材の処理については、適切に場外搬出し処分すること。
- ・「公共の緑の植生管理のガイドライン」（平成28年3月 東村山市）を参照し、健全な樹木の育成に努めること。

(2) 管理の水準

① 芝生管理

- ・刈り残しやムラがないよう均一に刈り込む。
- ・適宜除草を行い、雑草の繁茂を防ぎ、芝生を健全な状態に維持する。除草を行う際に芝生を傷めないように丁寧に抜き取る。
- ・刈り取った芝や除草した雑草は、適正に処分する。
- ・必要に応じて目土かけやブラッシング、エアレーション、補植等を適切に行う。

② 植込地及び草地管理

ア 除草清掃

- ・雑草は根ごと除去し、除草跡はきれいに清掃する。

イ 草刈り

- ・均一に刈り払い、ツル性雑草は除去する。刈り跡はきれいに清掃する。
- ・原則として刈草は適正に処分する。ただし、刈草を処分しなくても支障が生じない場所では、刈りっぱなしにする管理とすることができる。
- ・公園の主要箇所となるエントランスや広場等は、景観性、利用状況を考慮し、重点的に草刈を行う。

③ 樹木管理

ア 樹木剪定

- ・基本剪定及び軽剪定等を、剪定の必要性や樹種特性に応じて、最も適切な時期と方法で行う。
- ・公園樹木の剪定は、通常、自然樹形とし、原則としてぶつ切りは行わない。
- ・境界周辺の樹木については、切詰め剪定を行い、越境を防ぐこと。
- ・支障枝、枯枝等については、適切に手入れを行うこと。
- ・花木類の剪定は、花芽の分化時期や着生位置に注意する。

イ 生垣手入れ

- ・樹木の特性に応じて切詰め、中透かし等を適切に行う。

ウ 株物刈込み

- ・密生箇所を刈り透かし、仕上がりの輪郭を考慮しつつ適切に切り込む。

エ 施肥

- ・施肥を行う際は、樹木特性や施肥の種類（寒肥、追肥等）を配慮し、最も効果的な方法で行う。

オ 病虫害防除

- ・病虫害発生 of 早期発見に努め、基本的には薬剤を使用しない方法（剪定防除、捕殺等）により防除を行う。
- ・薬剤防除する場合は、条件や方法など市と事前に十分協議する。農薬取締法等の関連法規やメーカーの使用安全基準を遵守するとともに、使用量を最小限にとどめるよう努める。
- ・散布に際しては近隣住民や公園利用者に事前に周知を行うとともに、健康被害の防止に充分配慮する。

カ 枯損木撤去

- ・伐採は地際から行う。
- ・生育不良樹等については、樹勢回復、延命措置、倒木の危険性等を総合的に考えあわせ、やむを得ない場合に限り伐採を行う。伐採に当たっては近隣住民や公園利用者に事前に周知を行うこと。

キ 支柱管理

- ・不要になった支柱は速やかに撤去する。

④ 菖蒲田管理（北山公園）

- ・各作業を適切な時期に行い良好な開花環境を保持すること。

ア 除草

- ・菖蒲育成の障害とならないよう菖蒲田内の除草を行う。
- ・特に、菖蒲開花前の4月、5月にすべての菖蒲田において除草を徹底し、花菖蒲鑑賞の支障とならないように行うこと。
※草の種が落ちる前に重点的に実施すること。

イ 施肥

- ・化成肥料及び液体肥料の施肥、有機土壌改良材の使用を行う。

ウ 不良株補植

- ・菖蒲田内の病中、生育不良株を除去し、良株を補植すること。

エ 株直し

- ・浮き上り株戻し・株分け対象外の株にエアレーションを適時行うこと。

オ 病虫害防除

- ・病虫害の発生状況により適切に実施すること。なお、薬剤を使用する場合は、条件や方法など市と事前に十分協議する。農薬取締法等の関連法規やメーカーの使用安全基準を遵守するとともに、殺菌・殺虫用薬剤散布時は希釈濃度に配慮する等、適切に行うこと。

カ 花がら摘み

- ・咲き終わりしぼんだ花がらを摘花すること。菖蒲まつりを開催する場合は、来園者が多い時間帯は避けて、作業を実施すること。作業時間については、市と協議の上決定すること。

キ 茎切り

- ・菖蒲まつりを開催する場合は、来園者が多い時間帯は避けて、作業を実施すること。作業時間については、市と協議の上決定すること。菖蒲開花期後は種の成長前に全体実施すること。
- ・芯切りの時期、回収方法等については市と協議の上実施すること。

ク 葉切り

- ・葉の3分の1～半分枯れ始めた段階で実施する。

ケ 株分け

- ・指定した菖蒲田の菖蒲の株分け、植えつけおよびそれに伴う作業を行う。（年間菖蒲田1面～2面を予定）

コ 補植田管理

- ・補植用菖蒲田内の除草及び苗の育成管理を行うこと。

- サ 品種管理（参考：現在、確認品種 約700強）
- ・ 菖蒲苑に現存する種類の菖蒲については、種類及び株（ポット）数を調査し品種の把握を行い、調査票を提出すること。
 - ・ 数量の少ない菖蒲品種については、株分けやポット作成を行い、保存につとめること。
- シ その他植栽物管理
- ・ カキツバタ等の園内植栽について、除草、施肥、病虫害防除、枯葉等の処理を、適切な時期に行い良好な開花環境を保持すること。
- ス 鉢植え作成
- ・ 東村山菖蒲まつり等の開催時に用いる、菖蒲鉢植えを作成する（1, 500鉢程度）。鉢数については、市と協議し決定すること。
 - ・ 堀上株の運搬、株割り、葉刈り、芋根の除去、土・薬剤等の手配等、鉢植え作成に必要な作業をすべて含む。なお、作成に用いる花菖蒲の芽は、病虫害に侵されているものや、花芽は除外し、良好な育成が期待できるものを選別すること。
 - ・ 鉢植え作成に使用する花菖蒲は、堀上げ、株分けを行った花菖蒲のうち、余剰となる中で良好なものとし、対象とする品種は市担当者と協議すること。
 - ・ 作成後の鉢植えについては、パレットに積載（11鉢每程度）し、園内の指定場所への配置を行うこと。
 - ・ 鉢植えの仕様については、市と協議し決定すること。
- （仕様参考）
- 使用ポット：13.5cm ビニールポット
- 植付け方法：3芽仕立て
- 用土：赤土1㎡を主とし、培養土25Lを15袋、殺菌剤2種類3kgを5袋ずつ、肥料15Lを2袋混合し使用する。
- ※薬剤については、殺菌剤：ジェイエース、ユニホーム、肥料：フランスコフナ各同等品以上を使用する。
- セ 他公園等との株交換・情報共有への対応
- ・ 他公園等との株の交換、および情報交換等の対応を行い、情報共有を図る。
- ソ 菖蒲まつり等への対応
- ・ 菖蒲まつりを開催する場合は、以下の対応を行う。詳細については、別途、市と協議の上、決定する。
 - 菖蒲販売補助：販売用ポット・切り花の準備、販売補助を行う。
 - 展示用菖蒲準備：菖蒲まつりのPRのために、展示用ポット及び切り花を作成する。
 - イベント補助：イベント時の菖蒲田の立入等の補助、及び花がら摘み等の指導を行う。
 - ポット配置：菖蒲まつり期間中、指定する菖蒲田に作成済ポットを配置し、期間終了後に撤去すること。場内運搬含む。
- タ 菖蒲切り花・ポット等の有効利用への協力
- ・ 栽培管理を行う菖蒲等について、市が二次的な有効活用を検討・実施する際には協力すること。

⑤ 休耕田管理（北山公園）

- ・ 連作障害を防ぐため、休耕田方式による管理を行う。

ア 菖蒲株堀上げ・株分け

- ・ 1年ごとに休耕田の対象地を決定し、開花期後、7月末までに休耕田対象地の株

を掘り上げ、株分けを行うこと。休耕田対象地については、市と協議し決定すること。

イ 菖蒲田耕運

- ・休耕田となる菖蒲田において、有機土壌改質材（コフナMP）を既存土と混合、攪拌する。改質材は菖蒲田毎に適切な量を使用すること。

ウ 品種管理

- ・堀上を行う休耕田の菖蒲については、品種管理のため、開花時に全花確認、品種確定し管理図面の作成を行うこと。また、株分け時に混同の無いように管理を行うこと。

エ 菖蒲株植付け

- ・過年度より休耕している菖蒲田の植え付けを行うこと。なお、植え付ける際に有機土壌改良材を使用すること。
- ・菖蒲の植え付けの配置及び品種については、事前に配置計画図を提出し、市の了承を得ること。
- ・植え付け後、管理図面の作成を行うこと。

オ 客土補充

- ・耕運1回目は菖蒲田に赤土を敷均しの上実施すること。

⑥ハス池管理（北山公園）

- ・除草、水管理、施肥、病虫害防除、枯葉等の処理を、適切な時期に行い良好な開花環境を保持すること。
- ・ハスの種等の芯切りの時期、回収方法等については市と協議の上実施すること。

⑦水田管理（北山公園）

- ・東村山市内では稲作を行う農家は数件のみとなり、北山公園周辺の里山の原風景を保全していくために、水田の存続・復活が求められている。また、水田は生物多様性の観点からも非常に重要な要素であり、里山の原風景の保全や、希少種を始めとした在来種の保全のために重要である。そのため、水田の継続的な実施を目標として、地域住民や地域団体等との協働のもと、年間を通して、一連の稲作作業を実施すること。

ア 水田管理

- ・作業の管理及び水田の適正管理を行うこと。

○作業項目

- ・育苗 : 種もみ消毒、浸種作業、種まき（4月中旬～5月上旬）
- ・荒起こし : （4月中旬～5月上旬）
- ・水路清掃 : 北川大関ポンプ起動、水路内草刈り、清掃（水利組合と協働作業）（6月上旬）
- ・代かき : （5月下旬～6月上旬）
- ・田植え : （5月下旬～6月上旬）
- ・除草 : （6月中旬～8月中旬頃）
- ・防鳥ネット張り : （8月下旬～9月上旬）
- ・稲刈り・稲架かけ : （10月上旬）
- ・緑肥まき : レング種まき（10月上旬）

- ・脱穀、粃摺り、精米：（11月上旬）
- ・水路管理：北山田んぼ他、下流の水田4箇所への水の管理・調整（6月～9月頃）
- ・その他水田運営に必要な作業

イ 市民協働

- ・水田を活用し、市民協働事業（農作業市民体験会等）を実施する。
- ・市民協働事業を実施する上での運営管理、活動サポート等を行う。

⑧ その他管理（北山公園）

ア 希少生物等の在来生物（動物及び植物）の保全

- ・北山公園に生息・生育する希少生物等に配慮するとともに、外来種防除に関する取組みに対して、市民及び市民団体と連携して業務にあたること。
- ・園内巡回時に外来種ポスト（植物・動物）を確認し、投函された外来種については適切な処分を行うこと。

イ 葦・竹林の刈込・伐採

- ・葦の刈込を年一回以上行うこと。葦の刈込は概ね3月上中旬に実施すること。
- ・園内の竹林内の間伐を必要に応じ実施すること。

⑨ 農業体験公園管理（農とみどりの体験パーク（秋津ちろりん村））

- ・武蔵野の原風景の一つである農の風景を保全しつつ、市民が土と触れ合いながら、みどりと農の共生の歴史、自然の大切さを体験的に学ぶことを目的として設置した農業体験公園である。この設置主旨及び通常の公園利用を踏まえ、運営・維持管理を行うこと。

ア 定期農作業体験

- ・1年間・半年・1シーズン等、一定の期間に定期的に農作業を体験できる事業を実施すること。

イ 不特定多数の市民を対象とした収穫等イベント

- ・不特定多数の市民を対象とした収穫等イベント（年5回程度）を実施すること。

ウ 小学校等の体験学習・環境学習

- ・近隣小学校・保育園等を対象に実施してきた、農作物の植え付け・収穫・観察等による体験・環境学習について、引き続き受け入れ可能な体制を整えること。

エ 農園管理

- ・上記ア～ウの実施のために必要な農園の維持管理および作物の手入れを実施すること。

（栽培作物例）

- ・東村山市で昔から栽培されていた農作物等

主な品種：

- 畑作：小麦・さつまいも・じゃがいも・ごま・里芋・白菜・大根・小松菜・いんげん・ほうれん草・なす 他

○果樹園・花壇 等：

- ブルーベリー・キウイ・夏みかん 等

オ 園内の植栽管理

- ・園内の植栽地について、生垣や樹木の剪定、草刈り等の植栽管理を実施すること。

⑩ 緑地管理（せせらぎの郷多摩湖緑地）

- ・せせらぎの郷多摩湖緑地は、雑木林と湧水、畑地で構成された都市計画公園（緑地）である。豊かな自然を有する緑地としての設置の趣旨を踏まえ、現状の環境

を最大限活かした管理・運営を行うこと。

ア 緑地の保全管理

- ・落ち葉・雑草・ごみ・不適樹種（許可なく植栽されたもの等をいう。）の除去及び支障枝（境界を越えて伸びた枝をいう。）の処理に努めること。
- ・防犯上の観点に配慮し、下草刈りの実施等を行うことにより、通路等における見通しを確保するなど安全・安心な環境を保持すること。
- ・希少な動植物の生態に配慮をしつつ、観察路を活用した環境学習等を行うことができるような環境を保持すること。

イ 湧水・水辺（せせらぎの道を含む。）の保全管理

- ・生態系を破壊するおそれのある動物や不法に投棄されたごみの除去に努めること。
- ・希少動植物の生息地として適切な自然環境を保持すること。
- ・失われた自然環境については早急な回復を目指すこと。

ウ 環境学習の場としての保全管理

- ・ネイチャー教室やこども自然観察会等を実施すること。また、環境学習に関する自主事業の実施を検討するとともに、このような環境学習が常に実施可能な場となるよう保全管理を行うこと。
- ・畑地については、近隣小学校や保育園等の環境学習の場としての活用を想定しているが、畑地以外の用途も可能とする。用途については、別途市と協議し決定すること。

⑪ 市民やボランティア等との協働事業による植栽地管理

- ・市立公園の植栽地管理を行っている市民や公園ボランティアとは、引き続き連携・協働して事業を実施すること。また、新たな公園ボランティアが発足した場合においても同様に、連携・協働して事業を実施すること。

2. 施設管理業務

(1) 管理の基準

「管理対象市立公園一覧」「東村山市立公園指定管理者業務水準表（以下「水準表」とする）」を参照し行うこと。「水準表」に定める基準は、最低限行うものとする。

施設維持、設備保守点検に関する法令に基づく点検については、適切に実施を行うこと。

定期点検及び日常点検の点検項目、点検内容については、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省・最新版）」によるものとする。

(2) 管理の水準

① 園内清掃

- ・公園等の全体（植込み部、広場、園路等）を清掃範囲とし、ゴミ（ビン、缶類、落葉・枝等、フン、プラスチック類、鉄片、不法投棄物等）を片付け清掃する。特に落葉樹等の落ち葉は、その都度収集・処分すること。
- ・園内の休憩施設等の天井のほこりやクモの巣等の清掃を適宜実施すること。
- ・ベンチ、手摺等、公園利用者の触れる部分については、水拭き等を適宜実施すること。
- ・照明器具、看板、掲示板等については、適宜、清掃を実施する

② 便所清掃

- ・作業中は利用者の利便性に配慮すること。
- ・必要に応じて、作業中は、一時的にトイレを使用禁止にする等の措置をした後作業を開始すること。

ア 清掃内容

- ・屋内の床は全て専用洗剤を使ってブラシ洗いとし、水洗後に雑巾等で水気を取ること。床排水目皿を外しゴミや堆積物等の除去を行うこと。
- ・屋内の壁面及び付属物も専用洗剤に浸した雑巾で拭き取ること。
- ・便器は専用洗剤で汚れを落とし、水で流してから雑巾で拭き取ること。
- ・便器の詰まりについてはすぐに対処すること。
- ・屋外周りは箒ではくこと。
- ・排水管洗浄・尿石除去等の特別清掃を適宜行うこと。

イ 点検内容

- ・トイレットペーパー等の点検
ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充すること。
- ・衛生器具等の点検
ドア・便器・洗面器・鏡・蛇口・バルブその他、付属品等の破損状況を確認すること。
- ・水回りの点検
給排水部分の漏水等がないか確認すること。
- ・建物の点検
建物全体の破損・亀裂・落書き等がないか確認すること。

③ 接道清掃

- ・公園等の樹木からの落葉等が、接する道路に飛散している場合は、道路にある枯葉

を収集、清掃し処分すること。

④ 砂場清掃

- ・砂場内は幼児が遊ぶ際危険が無いよう入念な清掃作業を行うこと。特に砂場内の攪拌を十分に行い、危険物の発見には細心の注意を払い回収に努めること。また、フン等がないか確認し、発見した場合は片付け処分すること。

⑤ 管理事務所清掃

- ・床ワックス清掃、窓ガラスやブラインド、照明器具等の清掃を適切な方法や頻度で実施し、管理事務所を快適な状態に維持すること。

⑥ 排水設備清掃

- ・U字溝、排水桝、浸透桝、汚水桝、人孔等の排水設備の性能を維持するため適宜点検を行うとともに溜まった土砂等を除去する。
- ・豪雨による浸水等を未然に防止するため、出入口等に設置されている排水施設を高压洗浄等により重点的に清掃する。

⑦ ポンプ桝取水口清掃

- ・北山公園動力設備（北川大関ポンプ）および野火止水車苑動力設備について、ポンプ桝や取水口において、堆積したヘドロ、砂利、ゴミ等を全て除去すること。
- ・強い降雨後や台風後等において、ポンプ桝・取水口の清掃を行うこと。

⑧ 池清掃等

- ・水面のごみや落葉等を網等で随時除去すること。
- ・池及び流れ部分に発生する藻を定期的に除去すること。
- ・池の浚渫を適宜行うこと。

⑨ 水質測定（北山公園）

- ・北山公園内の2地点（上流・下流）で以下の項目について水質検査を行うこと。
 - 検査項目：
 - ・水素イオン濃度（pH）
 - ・溶存酸素（DO）
 - ・生物化学的酸素要求量（BOD）
 - ・化学的酸素要求量（CODMn）
 - ・浮遊物質（SS）
 - ・大腸菌群数（最確数法）
 - ・全窒素（総和法）
 - ・全りん
 - ・陰イオン界面活性剤（MBAS）
 - ・陰イオン界面活性剤（ABS）
 - ・電気伝導率
 - ・腸管出血性大腸菌0157

⑩ 廃棄物処理

- ・清掃等で発生した廃棄物は、分別を行ったうえ、指定管理者の責任において秋水園に搬入すること。また、公園緑地ボランティア作業により発生したゴミ等も回収し秋水園に搬入すること。その際、市所定の排出物処理証明書を提出し、排

出物処理報告書を毎月、市に提出すること。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係諸規定に準じて適切に処理すること。

- ・資源廃棄物はリサイクルにより、資源に再生する。
- ・公園内に産業廃棄物が放置されていた場合については、廃棄物の処理に関する法律など関係諸規定に準じて適切に処理すること。

⑪ 巡回警備

- ・園内パトロール等、各公園の必要性に応じて適切な巡回警備を行う。業務従事者は、日赤、消防 署等の実施する救急救命訓練を受けた者とし、公園管理の知識等を有していること。

⑫ 機械警備

- ・北山公園管理所、農とみどりの体験パーク（秋津ちろりん）集会室等の防犯・消防警備を行うこと。
- ・適切な防犯・防災対策が実施されるよう、建物及び電気計装設備の保守調整業務を行い、適正な機器の作動を確保すること。

⑬ 電気設備保守

- ・電気設備を点検調整し良好な状態を維持するとともに、故障等については適切に対処すること。

⑭ 給水設備保守

- ・受水槽、ポンプ（北山公園管理所横ポンプ、北山公園北側ポンプ、熊野公園ポンプ）、井戸ポンプ（北山公園管理所横）等給水設備を定期的に点検調整するとともに、故障等については適切に対処すること。

⑮ 消防設備保守等

- ・消防法第17条の3の3の規定にもとづき、自動火災報知設備や消火器など、点検報告書を所轄消防署に定期的に提出又は提示する義務のある設備について点検を行う。
- ・法令等の定めに沿って、専門業者による点検を適切に実施すること。
- ・点検結果報告書は、所轄消防署へも提出すること。
- ・故障等については適切に対処すること。

⑯ 空気調和設備保守

- ・北山公園管理所と農とみどりの体験パーク（秋津ちろりん村）集会室等における空気調和設備について、点検を適切に実施し、良好な状態を保つとともに、故障等については適切に対処すること。

⑰ 動力設備管理

- ・北川大関ポンプおよび野火止水車苑動力設備について、設備を点検調整するとともに、故障等については適切に対処すること。
- ・点検項目は以下とする。

○点検項目 北川大関ポンプ動力設備点検（年5回程度）

＜動力設備＞

- ・北川大関取水送水ポンプ動力点検（ポンプ2台）

- ・ポンプ異音検査
 - ・送水状態点検
 - ・フロートスイッチ洗浄
- <分電盤>
- ・絶縁測定（メガテスト）
 - ・負荷電流測定
 - ・自動制御系検査
 - ・タイマー調整
- ※異常発生時緊急出動・漏水箇所修繕（随時）

○点検項目 野火止水車苑動力設備点検（年2回程度）

- <動力設備>
- ・取水送水ポンプ動力点検（ポンプ2台）
 - ・ポンプ異音検査
 - ・送水状態点検
 - ・フロートスイッチ洗浄
- <分電盤>
- ・絶縁測定（メガテスト）
 - ・負荷電流測定
 - ・自動制御系検査
 - ・タイマー調整
- ※異常発生時緊急出動・漏水箇所修繕（随時）

⑱北山公園 水路等管理

- ・水路の漏水等が確認された場合は、必要に応じて水路補修を行うこと。また菖蒲田等への給排水に支障がないよう、水路内の堆積土砂の撤去や除草等の管理を行うこと。
- ・民有地の水利権等を考慮し、水門の開け閉め等を調節し、適正な水の管理を行うこと。
- ・水利組合と協議を行い、民有地の水田への水の調整・管理を行うこと。

⑲野火止水車苑 水車管理

- ・野火止水車苑の水車について、水車を点検調整するとともに、不具合等については適切に対処すること。
- ・点検項目は以下とする。
 - 点検項目
 - ・適正な回転
 - ・異音の有無
 - ・軸心調整
 - ・グリス塗布（1回/3カ月程度）

⑳遊具点検等

- ・都市公園法施行規則第3条の2第1号及び第2号による点検を行い市に報告を行うこと。
- ・都市公園以外の市立公園についても同様の基準を用いる。
- ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」及び「公園施設の安全点検に係る指針（案）（国土交通省）」、（一社）日本公園施設業協会「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S：2014）」もしくは他団体における同等以上の基準による。「公園施設の安全点検に係る指針（案）（国土交通省）」における「定期点検」及び必要に応じた「精密点検」を実施すること。

- ・遊具等その他公園内点検対象物の磨耗状況並びに経年劣化による形状の変化等の「劣化診断」及び遊具の形状並びに安全領域等の妥当性の評価などの「規準診断」を含む定期点検一式（作業計画、現地調査、報告書作成を含む。）とすること。なお、業務実施については、非破壊検査とする。
- ・専門技術者の資格等については、日本公共施設保守点検研究所の認定資格を有する者又は（一社）日本公園施設業協会の認定する『公園施設製品安全管理士』『公園施設製品整備技士』の資格等の技術実績を有する者とする。

⑳ 市民やボランティア等との協働事業による施設管理

- ・市立公園の施設管理を行っている市民や公園ボランティアとは、引き続き連携・協働して事業を実施すること。また、新たな公園ボランティアが発足した場合においても同様に、連携・協働して事業を実施すること。

㉑ その他

- ・上記に記載のない施設や設備についても、市の指導等にもとづき適切な保守点検、維持管理業務を行うこと。